

（事故自動緊急通報装置）

**第43条の8** 自動車（次に掲げるものを除く。）に備える事故自動緊急通報装置は、当該自動車  
が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、その旨及び当該事故の概要を所定  
の場所に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合  
するものでなければならない。

- 一 専ら乗用の用に供する自動車であつて次に掲げるもの
  - イ 乗車定員10人以上の自動車
  - ロ 乗車定員10人未満の自動車であつて車両総重量3.5トンを超えるもの
- 二 前号の自動車の形状に類する自動車
- 三 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5トンを超えるもの
- 四 前号の自動車の形状に類する自動車
- 五 二輪自動車
- 六 側車付二輪自動車
- 七 三輪自動車
- 八 カタピラ及びそりを有する軽自動車
- 九 大型特殊自動車
- 十 小型特殊自動車
- 十一 被牽引<sup>けん</sup>自動車